

令和7年第1回四万十町議会定例会

四万十町議会議案書



令和7年3月5日開会

四 万 十 町

目次

議案番号	付議事件名	ページ
議案第 1 6 号	木製机・椅子の売買契約の締結について	1
議案第 1 7 号	令和 6 年度四万十町一般会計補正予算（第 7 号）	別冊
議案第 1 8 号	令和 6 年度四万十町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 5 号）	別冊
議案第 1 9 号	令和 6 年度四万十町国民健康保険大正診療所特別会計補正予算（第 4 号）	別冊
議案第 2 0 号	令和 6 年度四万十町国民健康保険十和診療所特別会計補正予算（第 4 号）	別冊
議案第 2 1 号	令和 6 年度四万十町大道へき地診療所特別会計補正予算（第 2 号）	別冊
議案第 2 2 号	令和 6 年度四万十町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 4 号）	別冊
議案第 2 3 号	令和 6 年度四万十町介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）	別冊
議案第 2 4 号	令和 6 年度四万十町特別養護老人ホーム窪川荘特別会計補正予算（第 4 号）	別冊
議案第 2 5 号	令和 6 年度四万十町特別養護老人ホーム四万十荘特別会計補正予算（第 4 号）	別冊
議案第 2 6 号	令和 6 年度四万十町水道事業会計補正予算（第 4 号）	別冊
議案第 2 7 号	令和 6 年度四万十町下水道事業会計補正予算（第 4 号）	別冊
議案第 2 8 号	第 3 期四万十町子ども・子育て支援事業計画の策定について	2
議案第 2 9 号	四万十町農業支援住宅条例について	3
議案第 3 0 号	四万十町教職員住宅条例の一部を改正する条例について	6
議案第 3 1 号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について	7
議案第 3 2 号	四万十町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について	9
議案第 3 3 号	四万十町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について	11
議案第 3 4 号	四万十町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	12
議案第 3 5 号	四万十町町民会館条例の一部を改正する条例について	13
議案第 3 6 号	四万十町集会所等条例の一部を改正する条例について	14
議案第 3 7 号	四万十町興津青少年旅行村条例の一部を改正する条例について	15
議案第 3 8 号	四万十町ホビー館条例の一部を改正する条例について	17
議案第 3 9 号	四万十町水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例について	20
議案第 4 0 号	四万十町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	25

目次

議案番号	付議事件名	ページ
議案第４１号	四万十町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	28
議案第４２号	四万十町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について	31
議案第４３号	四万十町家地川地域活性化拠点施設条例の一部を改正する条例について	32
議案第４４号	四万十町作屋就業改善センター条例を廃止する条例について	34
議案第４５号	四万十町家地川地域活性化拠点施設に係る指定管理者の指定について	35
議案第４６号	四万十町ホビー館に係る指定管理者の指定について	36
議案第４７号	四万十町打井川地域づくりセンターに係る指定管理者の指定について	37
議案第４８号	令和７年度四万十町一般会計予算	別冊
議案第４９号	令和７年度四万十町国民健康保険事業特別会計予算	別冊
議案第５０号	令和７年度四万十町国民健康保険大正診療所特別会計予算	別冊
議案第５１号	令和７年度四万十町国民健康保険十和診療所特別会計予算	別冊
議案第５２号	令和７年度四万十町大道へき地診療所特別会計予算	別冊
議案第５３号	令和７年度四万十町後期高齢者医療事業特別会計予算	別冊
議案第５４号	令和７年度四万十町介護保険事業特別会計予算	別冊
議案第５５号	令和７年度四万十町特別養護老人ホーム窪川荘特別会計予算	別冊
議案第５６号	令和７年度四万十町特別養護老人ホーム四万十荘特別会計予算	別冊
議案第５７号	令和７年度四万十町水道事業会計予算	別冊
議案第５８号	令和７年度四万十町下水道事業会計予算	別冊

議案第 16 号

木製机・椅子の売買契約の締結について

下記のとおり売買契約を締結することについて、四万十町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 18 年四万十町条例第 47 号）第 3 条の規定により議会の議決を求める。

令和 7 年 3 月 5 日提出

四万十町長 中尾 博憲

記

- | | |
|----------|---|
| 1 契約の目的 | 四万十町立小中学校における令和 7 年度用木製可動式机及び学童椅子の購入 |
| 2 契約の方法 | 随意契約 |
| 3 契約金額 | 7,069,095 円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
(642,645 円) |
| 4 契約の相手方 | 高知市小倉町 2 番 8 号
高知県木製品工業連合協同組合
代表理事 江西 由紀 |

議案第 28 号

第 3 期四万十町子ども・子育て支援事業計画の策定について

第 3 期四万十町子ども・子育て支援事業計画を別冊のとおり策定することについて、四万十町議会基本条例（平成 22 年四万十町条例第 26 号）第 11 条の規定により議会の議決を求める。

令和 7 年 3 月 5 日提出

四万十町長 中尾 博憲

議案第 29 号

四万十町農業支援住宅条例について

四万十町農業支援住宅条例を次のように定める。

令和 7 年 3 月 5 日提出

四万十町長 中尾 博憲

四万十町条例第 号

四万十町農業支援住宅条例

(設置)

第 1 条 農業の担い手不足を解消し、地域農業の振興及び地域の活性化を図るため、自営就農者等に対する住居確保を目的として、四万十町農業支援住宅（以下「農業支援住宅」という。）を設置する。

(名称等)

第 2 条 農業支援住宅の名称及び位置等は、次の表のとおりとする。

名称	位置	床面積	建設年度	構造
米奥団地 1 号	四万十町米奥 1983 番地 4	62.09 m ²	令和 6 年度	木造平屋建
米奥団地 2 号	四万十町米奥 1983 番地 6	93.13 m ²		
米奥団地 3 号	四万十町米奥 1983 番地 7	93.13 m ²		

(入居者資格)

第 3 条 農業支援住宅に入居することができる者は、次に掲げる条件を具備する者でなければならない。

- (1) 本町で自営就農する者（兼業農家を含み、耕作面積が 30a 以上又は農産物の年間販売金額が 50 万円以上を目標とする者。）又は本町に所在する農業法人等で雇用就農する者
- (2) 自治会活動その他の地域活動に積極的に参加する意思がある者
- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者
- (4) 本町に納付すべき公租公課を完納している者
- (5) その者及び現に同居し、又は同居しようとする親族等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員でないこと。

(入居の申込み及び決定)

第 4 条 前条に規定する入居者資格のある者で、農業支援住宅に入居しようとする者

は、規則で定めるところにより入居の申込みをしなければならない。

- 2 町長は、前項の規定により入居の申込みをした者を農業支援住宅の入居者として決定したときは、その旨を当該入居者として決定した者に対し、規則で定めるところにより通知するものとする。

(選考委員会)

第5条 農業支援住宅に入居する者（以下「入居者」という。）の公正な選考について調査審議するため、農業支援住宅入居者選考委員会（以下「選考委員会」という。）を置く。

- 2 選考委員会は、町長が委嘱し、又は任命する7人以内の委員をもって組織する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。
- 5 前各項に定めるもののほか、選考委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(入居者の選考)

第6条 第4条第1項の規定による入居の申込みをした者の数が入居させるべき農業支援住宅の戸数を超える場合の入居者の選考は、選考委員会の意見を聴いて町長が決定する。

- 2 前項の場合において優先順位を定め難い者については、公開抽選により入居者を決定する。

(家賃の額)

第7条 農業支援住宅の毎月の家賃は、40,000円を超えない範囲内において規則で定める額とする。

(入居期間)

第8条 農業支援住宅に入居することができる期間は、入居した日から3年間とする。ただし、町長が特に必要があると認める場合は、これを延長することができる。

(入居資格申告)

第9条 農業支援住宅の入居者は、毎年度、規則で定めるところにより、入居資格の申告をしなければならない。

- 2 町長は、前項の規定による申告に基づき、入居者資格を認定し、当該入居者に通知するものとする。
- 3 農業支援住宅の入居者は、前項の規定による認定について、町長に対し、意見を述べることができる。この場合において、町長は、当該意見が正当であると認めるときは、当該認定を更正するものとする。

(準用規定)

第10条 この条例に定めるもののほか、農業支援住宅の管理に関し必要な事項は、次に掲げる四万十町公営住宅条例（平成18年四万十町条例第144号。以下「公営住宅条例」という。）の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「公

営住宅」とあるのは「農業支援住宅」と読み替えるものとする。

- (1) 入居の手続等（公営住宅条例第 12 条）
 - (2) 家賃の徴収及び督促（公営住宅条例第 16 条及び第 16 条の 2）
 - (3) 敷金及び敷金の運用等（公営住宅条例第 17 条及び第 18 条）
 - (4) 修繕の費用の負担及び入居者の費用負担義務（公営住宅条例第 19 条及び第 20 条）
 - (5) 入居者の保管義務等及び迷惑行為等の禁止（公営住宅条例第 21 条及び第 22 条）
 - (6) 不使用の届出、転貸等の禁止、目的外使用及び模様替え等（公営住宅条例第 23 条～第 26 条）
 - (7) 明渡しに係る検査等及び明渡し請求等（公営住宅条例第 41 条及び第 42 条）
 - (8) 使用の許可の取消し（公営住宅条例第 49 条）
 - (9) 住宅管理人及び立入検査等（公営住宅条例第 50 条及び第 51 条）
 - (10) 罰則（公営住宅条例第 55 条）
- （委任）

第 11 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 30 号

四万十町教職員住宅条例の一部を改正する条例について

四万十町教職員住宅条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 3 月 5 日提出

四万十町長 中尾 博憲

四万十町条例第 号

四万十町教職員住宅条例の一部を改正する条例

四万十町教職員住宅条例（平成18年四万十町条例第164号）の一部を次のように改正する。

別表大正中教員住宅 5 の項から大正中教員住宅 6 － 2 の項までを削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 31 号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように定める。

令和 7 年 3 月 5 日提出

四万十町長 中尾 博憲

四万十町条例第 号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(四万十町個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正)

第 1 条 四万十町個人情報の保護に関する法律施行条例(令和 5 年四万十町条例第 1 号)の一部を次のように改正する。

附則第 3 条第 3 項及び第 4 項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(四万十町情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正)

第 2 条 四万十町情報公開・個人情報保護審査会条例(令和 5 年四万十町条例第 2 号)の一部を次のように改正する。

第 15 条第 1 項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(四万十町職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例の一部改正)

第 3 条 四万十町職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例(平成 18 年四万十町条例第 23 号)の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(四万十町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第 4 条 四万十町一般職の職員の給与に関する条例(平成 18 年四万十町条例第 41 号)の一部を次のように改正する。

第 32 条第 3 号及び第 4 号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第 33 条第 1 項第 1 号中「禁錮」を「拘禁刑」に改め、同条第 5 項第 1 号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

(罰則の適用等に関する経過措置)

- 2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有限のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有限のものに限る。以下この項において同じ。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれの刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑とする。

(人の資格に関する経過措置)

- 4 拘禁刑に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者とみなす。

(四万十町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 5 刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪についてされた起訴は、第4条の規定による改正後の四万十町一般職の職員の給与に関する条例第33条第1項（第1号に係る部分に限る。）及び第3項（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪についてされた起訴とみなす。

議案第 3 2 号

四万十町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

四万十町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 3 月 5 日提出

四万十町長 中尾 博憲

四万十町条例第 号

四万十町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

四万十町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 18 年四万十町条例第 29 号）の一部を次のように改正する。

第 11 条第 2 項中「3 歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に改め、同条第 4 項中「第 2 項中「3 歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、」を「並びに第 2 項」に改める。

第 19 条第 1 項中「定める者」の次に「(第 19 条の 3 第 1 項において「配偶者等」という。)」を加える。

第 19 条の 2 の次に次の 2 条を加える。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第 19 条の 3 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が 40 歳に達した日の属する年度（4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第 19 条の 4 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- （1） 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- （2） 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備

(3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次条の規定は公布の日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の日を時間外勤務制限開始日とする改正後の職員の勤務時間、休暇等に関する条例第11条第2項の規定による請求（3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。）を行おうとする職員は、施行日前においても、規則の定めるところにより、当該請求を行うことができる。

議案第 33 号

四万十町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

四万十町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 3 月 5 日提出

四万十町長 中尾 博憲

四万十町条例第 号

四万十町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

四万十町職員の育児休業等に関する条例（平成 18 年四万十町条例第 30 号）の一部を次のように改正する。

第 21 条第 3 項中「第 61 条第 32 項において読み替えて準用する同条第 29 項」を「第 61 条の 2 第 20 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 34 号

四万十町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

四万十町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 3 月 5 日提出

四万十町長 中尾 博憲

四万十町条例第 号

四万十町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

四万十町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成18年四万十町条例第35号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中「

学校薬剤師（嘱託薬剤師）	薬剤師につき年額24,000円
--------------	-----------------

」を「

学校薬剤師（嘱託薬剤師）	1校につき年額12,000円
--------------	----------------

」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 35 号

四万十町町民会館条例の一部を改正する条例について

四万十町町民会館条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 3 月 5 日提出

四万十町長 中尾 博憲

四万十町条例第 号

四万十町町民会館条例の一部を改正する条例

四万十町町民会館条例（平成18年四万十町条例第19号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表に次のように加える。

四万十町松葉川コミュニティセンター	四万十町作屋489番地 6
-------------------	---------------

別表中「

談話室	600円	150円
-----	------	------

」を「

談話室	600円	150円
会議室	600円	150円

」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 36 号

四万十町集会所等条例の一部を改正する条例について

四万十町集会所等条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 3 月 5 日提出

四万十町長 中尾 博憲

四万十町条例第 号

四万十町集会所等条例の一部を改正する条例

四万十町集会所等条例（平成18年四万十町条例第218号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 四万十町秋丸集会所及び四万十町野地集会施設の項を削る。

別表第 2 中「

2 四万十町秋丸集会所

利用区分	利用料金	金額
普通利用		2,860 円
特別利用		9,530 円

3 四万十町野地集会施設

利用区分	利用料金	金額
普通利用		4,770 円
特別利用		9,530 円

」を削り、「4 四万十町大正北ノ川多目的集会所」を「2 四万十町大正北ノ川多目的集会所」に、「5 四万十町江師生活改善センター」を「3 四万十町江師生活改善センター」に、「6 四万十町小野農業構造改善センター」を「4 四万十町小野農業構造改善センター」に、「7 四万十町十和東部地区交流センター」を「5 四万十町十和東部地区交流センター」に、「8 四万十町十和川口集会所」を「6 四万十町十和川口集会所」に、「9 四万十町昭和基幹集落センター」を「7 四万十町昭和基幹集落センター」に、「10 その他の集会所」を「8 その他の集会所」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 37 号

四万十町興津青少年旅行村条例の一部を改正する条例について

四万十町興津青少年旅行村条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 3 月 5 日提出

四万十町長 中尾 博憲

四万十町条例第 号

四万十町興津青少年旅行村条例の一部を改正する条例について

四万十町興津青少年旅行村条例（平成18年四万十町条例第139号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 を次のように改める。

別表第 2（第 8 条関係）

1 宿泊（1 泊につき）

区分		一般	小中学生等	単位
海の家	大広間	2,700円	2,300円	1 人
	個室	14,000円		1 室（定員 4 人）
中央管理棟		2,700円	2,300円	1 人
ログハウス		4 人まで14,000円		1 棟（1 人増すごとに2,000円増）

備考

- 1 一般とは、小中学生等及び未就学児以外の者をいう。
- 2 小中学生等とは、小学校、中学校その他これらに準ずる教育施設に在学する者をいう。
- 3 未就学児（学齢に達しない者をいう。）は、無料とする。

2 貸与料

区分	金額	単位
テント（1 泊）	2,000円	1 張り

3 利用料

区分	金額	単位
----	----	----

キャンプサイト（1泊）	2,500円	1区画
温水シャワー	100円	1回

備考 1区画の横幅が7mを超える場合は50%増

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 38 号

四万十町ホビー館条例の一部を改正する条例について

四万十町ホビー館条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 3 月 5 日提出

四万十町長 中尾 博憲

四万十町条例第 号

四万十町ホビー館条例の一部を改正する条例について

四万十町ホビー館条例（平成22年四万十町条例第21号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 3 号から第 5 号までを次のように改める。

（3） 新館

（4） 交流広場

（5） ふれあい市広場

第 4 条第 1 号中「の資料」を削り、同条第 4 号中「前各号」を「前 3 号」に改める。

第 5 条の見出し中「行なう」を「行う」に改め、同条第 3 項ただし書を削り、同条第 4 項を次のように改める。

4 第 1 項の規定によりホビー館の管理を指定管理者に行わせる場合の第 8 条から第 16 条までの規定の適用については、第 8 条中「入館料」とあるもの並びに第 11 条中「使用料」とあるもの並びに第 14 条及び第 15 条中「入館料及び使用料」とあるのは「利用料金」と、第 8 条第 1 項、第 9 条から第 11 条まで及び第 13 条から第 16 条までの規定中「町長」とあるのは「指定管理者」と、第 8 条第 2 項及び第 11 条第 2 項中「町長が規則で定める額」とあるのは「あらかじめ町長の承認を得て指定管理者が定める額とし、指定管理者の収入」と読み替えるものとする。

第 5 条第 5 項を削る。

第 6 条第 1 項を次のように改める。

ホビー館の休館日は、火曜日（火曜日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その日後において、その日に最も近い休日でない日）とする。

第 8 条を次のように改める。

（入館料）

第8条 ホビー館が展示するフィギュア等を観覧する者（以下「観覧者」という。）は、入館料を町長に納付しなければならない。

2 入館料は、別表1に定める基準額に、消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た金額（以下この項において「消費税額」という。）と、消費税額に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額を加えた金額の範囲内において、町長が規則で定める額とする。

第10条の見出し中「利用の許可等」を「使用の許可等」に改め、同条第1項及び第2項中「利用」を「使用」に改め、同条第3項を削る。

第16条を第17条とする。

第15条中「利用者」を「使用者」に改め、同条を第16条とする。

第14条中「利用料」を「使用料」に改め、同条を第15条とする。

第13条中「利用料」を「使用料」に改め、同条を第14条とする。

第12条の見出し及び同条第1項各号列記以外の部分中「利用」を「使用」に改め、同項第1号中「利用者」を「使用者」に改め、同項第2号中「利用者が利用」を「使用者が使用」に改め、同条第2項中「利用者」を「使用者」に改め、同条を第13条とする。

第11条中「利用者」を「使用者」に、「利用」を「使用」に改め、同条を第12条とする。

第10条の次に次の1条を加える。

（使用料）

第11条 前条第1項の規定による許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用料を町長に納付しなければならない。

2 使用料は、別表2に定める基準額に、消費税額と、消費税額に地方税法第72条の83に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額を加えた金額の範囲内において、町長が規則で定める額とする。

別表1及び別表2を次のように改める。

別表1（第8条関係）

区分		基準額（１人１回につき）	
		個人	団体
本館	一般	1,000円	900円
	小中学生等	500円	450円
	未就学児	無料	
企画展	一般	町長がその都度定める額	
	小中学生等		
	未就学児	無料	
備考			

1	団体とは、20人以上をいう。
2	一般とは、小中学生等及び未就学児以外の者をいう。
3	小中学生等とは、小学校、中学校その他これらに準ずる教育施設に在学する者をいう。
4	未就学児とは、学齢に達しない者をいう。
5	障害者手帳の交付を受けている者は、半額とする。
6	療育手帳、1種認定の身体障害者手帳及び精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者の介護者は、1人に限り半額とする。
7	高知県内の学校等が教育活動に利用する場合は、団体の基準額とする。
8	長寿手帳の交付を受けている者は、団体の基準額とする。

別表2（第11条関係）

区分	単位	基準額		摘要
		平日	土・日・休日	
交流広場	1区画	1,910円	2,860円	おおむね3m×2mの区画
ふれあい市広場	1区画	1,910円	2,860円	おおむね3m×2mの区画
備考				
1 この表において「土・日・休日」とは土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいい、「平日」とはそれ以外の日をいう。				
2 基準額は、1日（午前8時から午後8時まで）当たりとする。ただし、使用時間（専ら使用者の本来の使用目的に使用する時間のほか、その準備及び後片付け等に要する時間を含むものとする。）が4時間以内の場合は、基準額の70%に相当する額とする。				
3 展示販売行為等営利を目的として使用する場合は、基準額の150%に相当する額とする。				
4 この表に定めのない附属設備の使用及び電気機器の持込使用により通常以上の電力を消費する場合の特別加算額は、町長が定める。				

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 39 号

四万十町水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正するについて

四万十町水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 3 月 5 日提出

四万十町長 中尾 博憲

四万十町条例第 号

四万十町水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例

四万十町水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例（平成24年12月20日条例第42号）の一部を次のように改正する。

第 1 条を次のように改める。

（趣旨）

第 1 条 この条例は、水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第12条及び第19条第 3 項の規定に基づき、技術上の監督業務を行わせなければならない水道の布設工事の基準及び当該工事の施行に関する技術上の監督業務を行う者（以下「布設工事監督者」という。）に必要な資格基準並びに水道技術管理者に必要な資格基準について定めるものとする。

第 3 条及び第 4 条を次のように改める。

（布設工事監督者の資格）

第 3 条 法第12条第 2 項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。

- （1） 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。以下同じ。）又は旧大学令（大正 7 年勅令第388号）による大学において土木工学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、3 年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川（以下この項において「水道等」という。）に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（1 年 6 か月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）
- （2） 学校教育法による大学又は旧大学令による大学において機械工学科若しくは電気工学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、4 年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（2 年以上水道に関

する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)

- (3) 学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程を含む。)若しくは高等専門学校又は旧専門学校令(明治36年勅令第61号)による専門学校(次号において「短期大学等」という。)において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後。次号において同じ。)、5年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(2年6か月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)
- (4) 短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、6年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)
- (5) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による中等学校(次号において「高等学校等」という。)において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(3年6か月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)
- (6) 高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、8年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)
- (7) 10年以上水道等の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)
- (8) 第1号又は第2号の卒業生であつて、学校教育法による大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号の卒業生にあつては2年以上、第2号の卒業生にあつては3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(第1号の卒業生にあつては1年以上、第2号の卒業生にあつては1年6か月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)
- (9) 外国の学校において、第1号から第6までに規定する過程に相当する過程を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(それぞれ当該各号に規定する水道等の最低経験年数の2分の1以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)
- (10) 技術士法(昭和58年法律第25号)第4条第1項の規定による第2次試験

のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択した者に限る。）であって、1年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（6か月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

- (11) 建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第34条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（1年6か月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

- 2 簡易水道事業、給水人口が5万人以下である水道事業又は1日最大給水量が2万5千立方メートル以下である水道用水供給事業の用に供する水道（以下「簡易水道等」という。）に係る前項の規定の適用については、同項第1号中「3年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川（以下この項において「水道等」という。）に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（1年6か月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「1年6か月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第2号中「4年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第3号中「5年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（2年6か月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「2年6か月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第4号中「6年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第5号中「7年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（3年6か月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「3年6か月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第6号中「8年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第7号中「10年以上水道等の工事に係る技術上の実務に従事した経験を有する者（5年以上水道の工事に係る技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「5年以上水道の工事に係る技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第8号中「2年以上、第2号の卒業者にあつては3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（第1号の卒業者にあつては1年以上、第2号の卒業者にあつては1年6か月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「1年以上、

第2号の卒業者にあつては1年6か月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの」と、同項第9号中「最低経験年数以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（それぞれ当該各号に規定する水道等の最低経験年数の2分の1以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「水道等の最低経験年数の2分の1以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第10号中「1年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（6か月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「6か月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの」と、同項第11号中「3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（1年6か月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「1年6か月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの」とそれぞれ読み替えるものとする。

（水道技術管理者の資格）

第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。

- （1） 前条第1項第1号、第3号又は第5号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）、同項第1号に規定する学校を卒業した者については3年以上、同項第3号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）については5年以上、同項第5号に規定する学校を卒業した者については7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- （2） 前条第1項第1号、第3号又は第5号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学若しくは薬学の課程又はこれらに相当する課程（土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。）を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）、同項第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同項第3号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）については6年以上、同項第5号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- （3） 10年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- （4） 前条第1項第1号、第3号又は第5号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する課程並びにこれらに相当する課程以外の課程を修めて卒業した（当該課程を修めて学校教育法に基づく専門職大学の前期課程（以下この号において「専門職大学前期課程」という。）を修了した場合を含む。）後、同項第1号に規定する学校の卒業者については5年以上、同項第3号に規定する学校の卒業者（専門職大学前期課程の修了者を含む。次号において同じ。）については7年以上、同項第5号に規定する学校の卒業者につい

ては9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

- (5) 外国の学校において、第1号若しくは第2号に規定する課程又は前号に規定する課程に相当する課程を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の卒業者ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (6) 国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者
- (7) 技術士法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択した者に限る。）であって、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
- (8) 建設業法施行令第34条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

- 2 簡易水道等又は1日最大給水量が1万立方メートル以下である専用水道に係る前項の規定の適用については、同項第1号中「3年以上」とあるのは「1年6か月以上」と、「5年以上」とあるのは「2年6か月以上」と、「7年以上」とあるのは「3年6か月以上」と、同項第2号中「4年以上」とあるのは「2年以上」と、「6年以上」とあるのは「3年以上」と、「8年以上」とあるのは「4年以上」と、同項第3号中「10年以上」とあるのは「5年以上」と、同項第4号中「5年以上」とあるのは「2年6か月以上」と、「7年以上」とあるのは「3年6か月以上」と、「9年以上」とあるのは「4年6か月以上」と、同項第5号中「最低経験年数以上」とあるのは「最低経験年数の2分の1以上」と、同項第7号中「1年以上」とあるのは「6か月以上」と、同項第8号中「3年以上」とあるのは「1年6か月以上」とそれぞれ読み替えるものとする。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第40号

四万十町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

四万十町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年3月5日提出

四万十町長 中尾 博憲

四万十町条例第 号

四万十町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

四万十町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年四万十町条例第18号）の一部を次のように改正する。

第5条第5項中「第7条第2号」を「第7条第1項第2号」に改める。

第7条第1項本文中「及び第5項」を「、第5項及び第6項」に、「第3号」を「以下この条」に改め、同項第1号中「を行う」を「（次項において「保育内容支援」という。）を実施する」に改め、同項第3号中「この号」の次に「及び第6項第1号」を加え、同条中第5項を第7項とし、第4項を第6項とし、同条第3項中「前項の場合において、家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない」を「前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう」に改め、同項第1号中「当該家庭的保育事業者等」を「家庭的保育事業者等」に、「第29条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）」を「小規模保育事業A型事業者等」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項中「全てを満たすと認める」を「いずれかを満たす」に、「前項第2号」を「第1項第2号」に改め、同項各号を次のように改める。

- （1） 家庭的保育事業者等が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと町長が認めること。

ア 家庭的保育事業者等と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

- (2) 町長が家庭的保育事業者等による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

第2条中第2項を第4項とし、第1項の次に次の2項を加える。

- 2 町長は、家庭的保育事業者等による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 家庭的保育事業者等が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

(2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 家庭的保育事業者等と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

- 3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、第28条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

第17条第2号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

第19条第7号中「、終了」を「及び終了」に、「及び利用」を「並びに利用」に改める。

第24条第2項中「次の」の次に「各号の」を加える。

第30条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改め、同条第3項中「又は看護師」を「、看護師又は准看護師」に改める。

第32条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改め、同条第3項中「又は看護師」を「、看護師又は准看護師」に改める。

第34条第5号中「屋外遊技場」を「屋外遊戯場」に改める。

第45条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改め、同条第3項中「又は看護師」を「、看護師又は准看護師」に改める。

第46条第2項中「第7条第1項」を「第7条第1項本文」に改める。

第48条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改め、同条第3項中「又は看護師」を「、看護師又は准看護師」に改める。

附則第3条中「10年」を「15年」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、この条例による改正後の四万十町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第30条第2項、第32条第2項、第45条第2項及び第48条第2項の規定は、適用しない。この場合において、この条例による改正前の四万十町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第30条第2項、第32条第2項、第45条第2項及び第48条第2項の規定は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

議案第41号

四万十町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

四万十町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年3月5日提出

四万十町長 中尾 博憲

四万十町条例第 号

四万十町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

四万十町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年四万十町条例第19号）の一部を次のように改正する。

第2条第19号中「の規定において」を「において」に改める。

第6条中「第13条」を「第14条」に改める。

第7条第1項本文中「第3号」を「以下この条」に改める。

第14条第4項第5号中「前4号」を「前各号」に改め、同条第5項中「前4項」を「前各項」に改める。

第20条中「教育・保育認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第21条中「の各号」を削り、同条第4号中「、提供」を「並びに提供」に改める。

第24条の見出しを「（掲示等）」に改め、同条中「掲示し」を「掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供し」に改める。

第33条中「の各号に定め」を「に掲げ」に改める。

第35条第2項中「の各号」を削り、同項第2号中「保育の」の次に「提供の」を加え、同項第3号中「に規定」を「の規定」に改める。

第36条第3項中「第13条第2項」を「第14条第2項」に改める。

第37条第2項中「法第19条第1号」を「同条第1号」に改め、同条第3項中「第13条第2項」を「第14条第2項」に改める。

第38条第1項中「、1人以上5人以下とし」を「1人以上5人以下」に改め、「A型をいう。」の次に「第43条第3項において同じ。」を、「B型をいう。」の

次に「同項において同じ。」を加え、「、6人以上19人以下とし」を「6人以上19人以下」に、「、6人以上10人以下とし」を「6人以上10人以下」に、「、1人」を「1人」に改める。

第39条中「第46条」を「第47条」に、「第43条第1項」を「第43条」に改める。

第40条第3項中「前項の選考方法」を「同項の選考方法」に改める。

第43条第1項中「この項」の次に「から第7項まで」を加え、同項第1号中「を行う」を「（次項において「保育内容支援」という。）を実施する」に改め、同項第3号中「第4項第1号」を「第6項第1号」に改め、同条中第9項を第11項とし、第8項を第10項とし、同条第7項中「第1項第1号」を「同項第1号」に改め、同項を同条第9項とし、同条第6項中「前項本文」を「第1項本文」に改め、同項を同条第8項とし、同条第5項を同条第7項とし、同条第4項第1号中「同法第73条第1項」を「同法附則第73条第1項」に、「満3歳未満保育認定こども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改め、同項を同条第6項とし、同条第3項中「前項の場合において、特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない」を「前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう」に改め、同項第1号中「当該特定地域型保育事業者」を「特定地域型保育事業者」に、「小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）」を「小規模保育事業A型事業者等」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項中「全てを満たすと認める」を「いずれかを満たす」に、「前項第2号」を「第1項第2号」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) 特定地域型保育事業者が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと町長が認めること。
 - ア 特定地域型保育事業者と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。
 - イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。
- (2) 町長が特定地域型保育事業者による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

第43条中第2項を第4項とし、第1項の次に次の2項を加える。

- 2 町長は、特定地域型保育事業者による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

- (1) 特定地域型保育事業者が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

(2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 特定地域型保育事業者と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

第44条第5項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第6項中「第4項」を「同項」に改める。

第47条中「の各号」を削り、同条第4号中「、提供」を「並びに提供」に改め、同条第7号中「、終了」を「及び終了」に、「及び利用」を「並びに利用」に改める。

第48条中「教育・保育給付認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第50条第2項第2号中「保育の」の次に「提供の」を加える。

第52条第3項中「場合には」の次に「、特定地域型保育には特別利用地域型保育を」を加え、「法第19条第1号又は第3号」を「同号又は同条第3号」に改め、「することが」を削り、「第2項から第4項まで」を「前3項」に改める。

第53条第2項中「支給認定こども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第3項中「場合には、」の次に「特定地域型保育には」を加える。

第54条第2項第1号イ中「教育・保育認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第4項第2号中「方法」を「方式」に改め、同条第6項中「いう。）」を「いう。）」に、「提供した」を「提出した」に改める。

附則第4条中「10年」を「15年」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 4 2 号

四万十町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

四万十町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 3 月 5 日提出

四万十町長 中尾 博憲

四万十町条例第 号

四万十町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

四万十町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年四万十町条例第41号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「第 2 条第 8 項」を「第 2 条第 9 項」に改め、同条第 3 号中「第 2 条第 9 項」を「第 2 条第10項」に改め、同条第 4 号中「第 2 条第12項」を「第 2 条第13項」に改め、同条第 5 号中「第 2 条第14項」を「第 2 条第15項」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 4 3 号

四万十町家地川地域活性化拠点施設条例の一部を改正する条例について

四万十町家地川地域活性化拠点施設条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 3 月 5 日提出

四万十町長 中尾 博憲

四万十町条例第 号

四万十町家地川地域活性化拠点施設条例の一部を改正する条例

四万十町家地川地域活性化拠点施設条例（令和 3 年四万十町条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 号中「使用に関すること。」を「利用に関する事業」に改め、同条第 2 号から第 4 号までの規定中「こと。」を「事業」に改め、同条中第 5 号を第 6 号とし、第 4 号の次に次の 1 号を加える。

（5）簡易宿泊施設の運営に関する事業

第 4 条中「に規定する指定管理者」を「の規定に基づき、法人その他の団体で町長が指定する者」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 指定管理者は、この条例及びこの条例に基づく規則に従い、常に善良な管理者の注意をもって拠点施設を管理しなければならない。

第 5 条第 1 項第 2 号及び第 4 号中「使用」を「利用」に改め、同条第 2 項を削る。

第 6 条の見出し中「使用」を「利用」に改め、同条第 1 項中「使用」を「利用」に改め、「町長又は」を削り、同条第 2 項中「町長又は」を削り、「使用」を「利用」に改める。

第 7 条の見出し中「使用」を「利用」に改め、同条中「町長又は」を削り、「使用」を「利用」に改める。

第 8 条の見出し中「使用許可」を「利用許可」に改め、同条各号列記以外の部分中「町長又は」を削り、「使用を制限」を「利用を制限」に、「使用許可」を「利用許可」に改め、同条第 1 号中「使用許可」を「利用許可」に、「使用者」を「利用者」に、「使用の取消し」を「利用の取消し」に改め、同条第 2 号中「使用者が使用許可」を「利用者が利用許可」に改め、同条第 3 号中「使用者の使用」を「利用者の利用」に改め、同条第 4 号中「使用者」を「利用者」に、「使用許可」を「利用許可」に改め、同条第 5 号中「使用者の使用」を「利用者の利用」に改め、「町長若しく

は」を削り、同条第6号中「使用者」を「利用者」に、「使用申請」を「利用申請」に、「使用許可」を「利用許可」に改める。

第9条の見出し中「使用权」を「利用権」に改め、同条中「使用者」を「利用者」に改める。

第10条中「使用者」を「利用者」に改める。

第11条の見出し中「使用料及び」を削り、同条第1項中「使用者」を「利用者」に改め、「使用料又は」を削り、同条第2項中「使用料は、別表第1」を「利用料金は、別表」に改め、「（次項において「消費税相当額」という。）」を削り、「町長が規則で定める額とする」を「あらかじめ町長の承認を得て指定管理者が定める額とし、指定管理者の収入とする」に改め、同条中第3項を削り、第4項を第3項とし、同条第5項中「第3項」を「第2項」に改め、同項を同条第4項とする。

第12条の見出し中「使用料及び」を削り、同条第1項を削り、同条第2項を同条とする。

第13条の見出し中「使用料及び」を削り、同条各号列記以外の部分中「使用料及び」を削り、同条第1号中「使用できない」を「利用できない」に、「使用者」を「利用者」に改め、同条第2号中「使用者」を「利用者」に、「使用する」を「利用する」に、「使用の取消し」を「利用の取消し」に、「使用許可」を「利用許可」に、「使用料」を「利用料金」に改め、同条第3号中「町長又は」を削る。

第14条第2項中「使用者は、その使用」を「利用者は、その利用」に、「使用許可」を「利用許可」に、「使用の」を「利用の」に改め、同項ただし書中「町長又は」を削る。

第15条ただし書中「又は指定管理者」を削る。

別表第1を次のように改める。

別表（第11条関係）

区分		基準額
簡易宿泊施設	短期宿泊	1人1泊につき3,700円
	長期宿泊	1室につき月額36,400円
多目的室		1,000円（利用時間が4時間を超える場合は、1,000円に当該超える時間1時間までごとにつき200円を加算した額）
レクリエーション室		無料
体育館		1時間につき600円

備考

- 1 未就学児は、無料とする。
- 2 長期滞在の利用期間は、1月以上2年以内とする。

別表第2を削る。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 4 4 号

四万十町作屋就業改善センター条例を廃止する条例について

四万十町作屋就業改善センター条例を廃止する条例を次のように定める。

令和 7 年 3 月 5 日提出

四万十町長 中尾 博憲

四万十町条例第 号

四万十町作屋就業改善センター条例を廃止する条例

四万十町作屋就業改善センター条例（平成 18 年四万十町条例第 227 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 4 5 号

四万十町家地川地域活性化拠点施設に係る指定管理者の指定について

四万十町家地川地域活性化拠点施設に係る指定管理者を下記のとおり指定することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

令和 7 年 3 月 5 日提出

四万十町長 中尾 博憲

記

1. 指定管理者 四万十町家地川 6 8 9 番地 3
 四万十オルモ組合
2. 指 定 期 間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 1 2 年 3 月 3 1 日まで

議案第46号

四万十町ホビー館に係る指定管理者の指定について

四万十町ホビー館に係る指定管理者を下記のとおり指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和7年3月5日提出

四万十町長 中尾 博憲

記

1. 指定管理者 四万十町下呉地字下影野157番3号
株式会社奇想天外
2. 指定期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

議案第 4 7 号

四万十町打井川地域づくりセンターに係る指定管理者の指定について

四万十町打井川地域づくりセンターに係る指定管理者を下記のとおり指定することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

令和 7 年 3 月 5 日提出

四万十町長 中尾 博憲

記

1. 指定管理者 四万十町打井川 1 4 6 7 番地 1
 四万十町打井川地区会
2. 指 定 期 間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 1 2 年 3 月 3 1 日まで

